



ぼくは、会津若松市消費生活センター  
消費者被害防止キャラクターの  
「起き上がりこ防止くん」です♪  
これから、年に4回、皆さんに気をつけてほしい  
トラブルなどについてお知らせしていくよ(^o^)/  
家族や周りの人たちと一緒に、みんなで安全・安心な  
生活を送ろう!!!



## ▶▶▶消費者トラブル注意報～春～

●このコーナーでは、起き上がりこ防止くんから気をつけてほしい  
契約トラブルの事例や、製品の誤った使い方による事故について  
紹介していきます☆

～まず、契約ってなに？～

法律的な責任が生じる約束のこと。

売り手と買い手の合意があれば、口約束でも契約は成立する！

入園・入学・進級おめでとう！

☆新生活は契約がいっぱい☆

- ・ランドセル・自転車を買う
- ・制服を買う・丈を直してもらう
- ・携帯電話を使う
- ・美容院で髪を切る
- ・電車・バスに乗る

### ✿エシカル消費コーナー✿

Vol.1～エシカル消費ってなに？～

エシカル(ethical)とは、「倫理的・道徳的」という意味。  
「エシカル消費」とは、**人や社会、地域や環境**などに配慮した商品やサービスを選んで消費すること。

◎消費生活センター年間相談件数

令和3年度:883件

令和4年度:898件

# 会津若松市 消費生活センターって 何をしている場所？



**A.** 「消費生活相談員」が、市民の皆さんから寄せられた相談に対して、アドバイスをしたり、専門機関を案内したりしている場所！

対象の  
相談内容

- ・悪質商法の被害や契約トラブル
- ・多重債務(借金)
- ・製品事故

相談方法

電話 または 来所

受付時間

月～金(祝日を除く)  
午前8時30分～午後5時

気軽に相談してね！



TEL

0242-39-1228

